

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、以下の返戻金制度（当事業所の紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、報酬額（手数料）の全部または一部を返戻する制度）を設けています。

- ・就職後1ヶ月以内に退職した場合                      報酬額の80%
- ・就職後3ヶ月以内に退職した場合                      報酬額の50%
- ・就職後6ヶ月以内に退職した場合                      報酬額の20%

但し、求人者（雇用主）の適法な内部規定に基づく懲戒解雇若しくは求職者の自己都合（当該人の死亡、病気または退職勧奨等の求人者（雇用主）の責に帰すべき事由を除く。）による場合に限りします。

また、専ら求人者（雇用主）の都合によって短期に退職することとなった場合においては、この返戻金制度は適用致しません。